

秋田太平山カントリークラブ スノーチャレンジ 2026

特別規則書 (草案)

公示

本大会は、雪道において自動車を安全かつ確実に運転するために駆動方式や排気量の違う車両を使ったタイムトライアル競技として開催する。

一般道路における様々な障害物等を考慮したコースを走行することで雪道の安全を再認識し、今後の個々の運転技術の向上を目的とする。

第1条 本大会の名称

秋田太平山カントリークラブ スノーチャレンジ 2026

第2条 大会の種目

スノートライアル

第3条 本大会の格式

クローズド

第4条 大会開催日

2026年1月18日(日) 1日間

第5条 開催場所

〒010-1103 秋田県秋田市太平中関字務沢 1-7

TEL 018-838-3333

第6条 オーガナイザー (主催クラブ)

モータースポーツクラブトゥエンティ (MSC20)

代表: 加藤 正美

〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田 2-3-27

TEL 018-839-0834

第7条 大会役員

大会名誉会長 富樫 博之
(衆議院議員・国土交通委員会委員長)

大会会長 皆川 秀勝
(秋田太平山カントリークラブ支配人)

大会副会長 山本 朗
(どんぐりスポーツカークラブ秋田)

第8条 大会組織委員会

組織委員長 加藤 正美

組織委員 保坂 重巳

組織委員 佐々木 洋

第9条 競技会主要役員

競技長 立川 敬士

コース委員長 竹村 由彦

計時委員長 羽沢 雅紀

技術委員長 佐々木 洋

救急委員長 今野 冴子

事務局長 鷺谷 幸平

第10条 参加申込先・受付期間・参加費用

◆参加申込先

問い合わせ先

〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田 2-3-27

加藤 正美

TEL 090-7337-5968 FAX 018-839-0834

佐々木 洋

TEL 090-8252-3816

E-mail: rssasakijp@yahoo.co.jp

◆参加受付期間

2025年12月25日(木)～

2026年1月13日(火)

◆参加費用 (当日受付時にお支払いとなります)

一般参加 ¥15,000-

学生・レディース ¥10,000-

シニア (60歳以上) ¥10,000-

※当イベントは昼食付となります。

第11条 タイムスケジュール

タイムスケジュールは天候等で変更になる場合があります

ゲートオープン 6:00

競技参加受付 6:00～7:20

慣熟走行 7:00～8:00

公式車検 8:00～

開会式・注意事項説明 9:00～

第1ヒート(移動) 10:00～

慣熟歩行 第1ヒート終了後40分間

第2ヒート(移動) 慣熟歩行終了後15分後

表彰式 正式結果発表後に案内

第12条 その他の事項

- 公式通知の掲示場所は秋田太平山カントリークラブクラブハウス周辺とする
- 開会式及び注意事項説明についても上記場所とする
- 運転中の服装は動きやすく肌を露出していないこと
ヘルメット・グローブを装着し、ペダル操作が的確に行える靴を履くこと。サンダル・ブーツ等は禁止とする

開催場所は秋田太平山カントリークラブ様の私道となります。

イベント開催日以外に進入された方は不法侵入者と見なされますのでお気を付けください。

事前に走行を行なった参加者があった場合、イベントを中止いたしますので絶対にやめてください。

第13条 イベントの参加台数制限

最大参加台数は70台までとする。

重複参加は2人まで認めることとする。

第14条 参加資格

当日有効な普通運転免許以上を所持していること。

第15条 車両制限

自動車検査証の有効期限内の車両のみ参加を認める。

なお、マフラー等の音量が規定値を満たしている場合でも主催者判断により、走行を認めない場合がある。

第16条 信号合図

ラリー方式の(1分間隔に1台ずつ)スタートとする

第17条 参加車両・クラス区分

1. 軽自動車クラス
2. 二輪駆動クラス(F F)
3. 二輪駆動クラス(F R・M R)
4. 四輪駆動クラス(4 W D)
5. シニアクラス(60歳以上で健康な方)

***スタッドレスタイヤ(ラリースタッドレスを含む)のみ
(スパイクタイヤ等は使用できません)**

第18条 イベントの成立、中止について

積雪が十分であること。

大雪または積雪が十分でなかったり、路面を傷める恐れがあると主催者が判断した場合は中止を決定する。また、自然災害等が発生した場合も同様とする。

第19条 参加受理

参加の受理 受理書の発送は致しません。

HPで確認願います。

第20条 一般安全規定

2025年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定に従う。パドック内において行う行動・作業等は十分に安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第21条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示に従うこと。

第22条 計測

光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第23条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技役員の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合
- 2) 不正行為を行った場合
- 3) 車両を不正に改造したり、許可なく修理した場合。

第24条 賞典

各クラス上位には記念品を贈呈する。

第25条 遵守事項

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに乗っ取ってマナーを保たねばならない。
- 2) 走行中または走行に関する業務に就いているときに

薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。

- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第26条 損害の補償

- 1) 参加者・運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・運転者・サービス員・ゲストはオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

第27条 本規則の施行

本特別規則は本競技会に適用されるもので、2025年12月20日より有効とする。

以上

大会組織委員会